

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第21期（2019年4月1日～2020年3月31日）

■事業報告

主要な営業所
使用人の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

トレーダーズホールディングス株式会社

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.tradershd.com/>）に掲載することにより株主の皆様提供しているものであります。

なお、貸借対照表及び損益計算書並びに監査役会の監査報告及び会計監査人による監査報告については、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和2年法務省令第37号）に基づき、本インターネット開示事項に記載しております。

1. 主要な営業所（2020年3月31日現在）

当社	本社：東京都港区
トレーダーズ証券株式会社	本社：東京都港区
株式会社ZEエナジー	本社：東京都港区
株式会社Nextop. Asia	本社：東京都港区
トレーダーズインベストメント株式会社	本社：東京都港区

2. 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比 増減
金融商品取引事業	36名	2名増
再生可能エネルギー関連事業	13名	5名減
システム開発・システムコンサルティング事業	130名	18名増
その他の事業	2名	—
全社（共通）	22名	6名増
合計	203名	21名増

（注） 1. 使用人は、海外の現地採用者を含む就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
22名	6名増	48.6歳	3.6年

（注）使用人は、当社から他社への出向者を除く就業人員を記載しております。なお、パート職員等の臨時雇用者については全体の10%未満であり、その重要性が低いため記載を省略しております。

3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 HLB Meisei有限責任監査法人

(注) HLB Meisei有限責任監査法人は、2019年10月1日付で、明誠有限責任監査法人から名称変更しております。

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

(注) 1. 上記支払額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当社子会社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「顧客資産の分別管理に関する検証業務」等を委託し、その対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

(a) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(b) 監査役会が、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分の理由で、解任に値すると判断する場合、及び不再任が妥当であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。

(c) 監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の視点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の付議事項とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制

2020年3月31日現在における、当社の取締役会が定める「業務の適正を確保するための体制」の内容は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、「倫理コード」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うのみならず、より高い倫理性をもって価値ある金融サービスを顧客に提供する。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (5) 外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を定期的開催し、企業統治等に係る意見交換等を行う。
- (6) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社にコンプライアンス委員会を設置するとともに、内部管理統括責任者の監督の下、金融商品取引法その他の法令を遵守した業務運営を行う。
- (7) 社内外の通報窓口（法律事務所及び当社経営管理部）につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (8) 使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (2) 保存書類は、取締役及び監査役の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧ができる状態を保つ。
- (3) 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、当社グループのITシステムを一元的に管理する子会社を中心となって、情報資産の保護及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (2) 当社グループの主たる事業を行う証券子会社は、リスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」及び「リスク管理規程細則」等の社内規程に基づき、リスク管理担当役員の監督の下、各部門の役割を明確にしたうえで、リスク管理を実施する。
- (3) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、「コンティンジェンシー・プラン」を定める。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (2) 取締役及び使用人は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に従い、当社の経営企画部を主管部署として子会社及び関係会社から報告を受け、当社グループの管理を行う。
 - (2) 当社の取締役が、子会社の取締役を兼務することにより、当社グループの一体的な事業運営、業務執行、リスク管理を遂行する。
 - (3) 当社の取締役等は、月次で定例開催する当社取締役会、及び週次で定例開催する業務執行役員会において各連結子会社の代表取締役より報告を受け、子会社の事業運営、業務執行、リスク管理、それらの方向性や情報共有を図る。
 - (4) 当社の内部監査部は、法令及び「内部監査規程」の範囲内で子会社の内部監査を実施する。
 - (5) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それらの評価を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (2) 監査役の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を必要とする。
 - (3) 監査役は、監査役の補助者の取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
 - (4) 監査役は、監査役の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
7. 監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、コンプライアンス・リスク管理に関する重要な事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役または監査役会に報告する。
 - (2) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 子会社においては、前2項の「取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換えて準用する。
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- (1) 取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）が監査役に報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - (2) 公益通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
 - (3) 子会社においては、第1項の「取締役及び使用人（監査役の補助者を含む。）」を「子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者」に言い換え、前項と併せて準用する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 「監査役会規程」に従い、監査役は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について、監査役会で決議することができる。
 - (2) 監査役は、職務の執行上において緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。
 - (2) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (3) 監査役は、定期的に、また必要に応じて随時、内部監査部と意見交換を行い、連携の強化を図る。
 - (4) 監査役は、当社及び子会社の会議等について、オブザーバーとして出席し、また会議等に議題及び検討事項を提出する等の権限を有する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び執行役員が、子会社及び関連会社の取締役を兼任することで、業務執行が適正に行われているか監督するとともに、各子会社の重要事項の決定については当社で事前承認を行っております。また、「子会社及び関係会社の管理に関する規程」に基づき、経営企画部が必要に応じて子会社及び関連会社から報告を受けています。

また、財務報告の信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、当社グループにおける内部統制の有効性の評価を実施しており、その経過及び結果を取締役会に報告しています。

2. コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制を維持するため、必要に応じて各規程等の見直しを実施し、さらに社内イントラネットを利用して役職員への周知を図るとともに、役職員の意識向上のため、必要に応じて、反社会的勢力に対する対応等のコンプライアンスに係る社内研修を開催しています。また、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えて、子会社では「コンティンジェンシー・プラン」を定め、「コンティンジェンシー・プラン」に基づく訓練を実施しました。さらに、外部有識者及び監査役を交えたコーポレートガバナンス委員会を開催し、直近の企業統治に関わる課題等に関する情報交換を行っています。

3. 情報保存管理体制

「文書管理規程」の定めに基づき、当社及び子会社における重要な会議体の議事録等を含む重要文書を適切に保管し、当社の取締役、監査役及び内部監査部門が必要に応じて、重要文書を閲覧できる状況を整備しています。

また、システム子会社が、当社及び子会社の情報セキュリティ管理を一元的に行い、定期的にシステムリスク管理委員会を開催することで、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めています。

4. 取締役及び使用人の職務執行体制

当事業年度において取締役会を17回開催し、重要事項に関する審議・決議を行ったほか、主要部門及び各子会社の業務執行状況について報告が行われています。

また、「稟議規程」に各部門の業務分掌や決裁基準を定め、効率的かつ適切な職務執行体制を維持しています。

5. 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査体制の状況に関して情報共有・意見交換を行っています。また、常勤監査役は、当社及び子会社の取締役及び主要部門長に対して定期的に業務執行の状況を確認するとともに、当社グループにおける全ての会議体に出席し、かつ内部監査部門及び会計監査人とも連携することで、実効性のある監査体制を構築しています。さらに、子会社の監査役と個別に適宜情報交換を実施することで、子会社の監査体制の実効性を確保しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する方針や、いわゆる敵対的買収の防衛策等について、取締役会等の会議体での決議はしておりません。

しかし、当社グループのリテール向け金融デリバティブ取引や再生可能エネルギーの事業は、一部の他社にとってはプレミアムが高い可能性があり、企業価値を損ない、株主利益を毀損する買収提案等が行われる可能性を完全に否定することはできません。

したがって、当社は、平時の経営対策として、株主構成を安定化すること、当社と相乗効果を発揮し得る企業との提携を図ること、I R活動を強化して当社方針に対する投資家の理解を得ること、並びに利益と純資産を向上させて株価を高め、時価総額の増加を図ること等を目指し、これらに取り組んでおります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	50,532,736	流 動 負 債	45,286,718
現 金 及 び 預 金	3,347,389	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	2,118,973
た な 卸 資 産	14,945	預 り 金	37,727
預 託 金	41,530,117	顧 客 か ら の 預 り 金	180
顧 客 分 別 金 信 託	41,525,000	そ の 他 の 預 り 金	37,547
そ の 他 の 預 託 金	5,117	受 入 保 証 金	41,293,106
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	1,994	外 国 為 替 受 入 証 拠 金	41,293,106
短 期 差 入 保 証 金	5,042,676	短 期 借 入 金	910,509
外 国 為 替 差 入 証 拠 金	5,042,676	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	40,837
そ の 他	604,884	リ ー ス 債 務	905
貸 倒 引 当 金	△9,270	未 払 法 人 税 等	399,335
固 定 資 産	1,257,355	そ の 他	485,324
有 形 固 定 資 産	36,523	固 定 負 債	994,116
建 物	16,012	社 債	500,000
土 地	0	長 期 借 入 金	416,500
工 具 、 器 具 及 び 備 品	19,550	退 職 給 付 に 係 る 負 債	27,545
機 械 装 置 及 び 車 両 運 搬 具	176	そ の 他	50,070
リ ー ス 資 産	783	負 債 合 計	46,280,835
無 形 固 定 資 産	429,695	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	414,046	株 主 資 本	5,518,219
そ の 他	15,649	資 本 金	1,500,000
投 資 そ の 他 の 資 産	791,135	資 本 剰 余 金	842,120
投 資 有 価 証 券	230,434	利 益 剰 余 金	3,179,277
長 期 立 替 金	223,096	自 己 株 式	△3,178
繰 延 税 金 資 産	482,568	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△10,810
そ の 他	79,176	為 替 換 算 調 整 勘 定	△10,810
貸 倒 引 当 金	△224,140	非 支 配 株 主 持 分	1,847
資 産 合 計	51,790,091	純 資 産 合 計	5,509,256
		負 債 純 資 産 合 計	51,790,091

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	38,314	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,955,737	
金 融 収 益	5,537	
完 成 工 事 高	98,080	
そ の 他 の 売 上 高	559,802	
そ の 他	19,829	6,677,301
金 融 費 用		49,384
完 成 工 事 原 価		162,393
そ の 他 の 原 価		390,116
純 営 業 収 益		6,075,407
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,532,961
営 業 利 益		2,542,446
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,043	
償 却 債 権 取 立 益	1,360	
受 取 保 険 金	2,310	
そ の 他	1,489	13,202
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,672	
為 替 差 損	33,017	
開 業 費 償 却	3,079	
そ の 他	6,127	104,897
経 常 利 益		2,450,750
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,164	
減 損 損 失	675	5,840
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,444,910
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	523,836	
法 人 税 等 調 整 額	△305,535	218,301
当 期 純 利 益		2,226,609
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△1,317
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,227,927

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	6,329,587	7,593,230	△10,629,347	△3,178	3,290,292
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,227,927		2,227,927
資本金から資本剰 余金への振替	△4,829,587	4,829,587			—
資本剰余金から利 益剰余金への振替		△11,580,698	11,580,698		—
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	△4,829,587	△6,751,110	13,808,625	—	2,227,927
当期末残高	1,500,000	842,120	3,179,277	△3,178	5,518,219

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	56	△2,713	△2,657	1,992	3,289,627
当期変動額					
親会社株主に帰属 する当期純利益					2,227,927
資本金から資本剰 余金への振替					—
資本剰余金から利 益剰余金への振替					—
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	△56	△8,096	△8,152	△145	△8,298
当期変動額合計	△56	△8,096	△8,152	△145	2,219,629
当期末残高	—	△10,810	△10,810	1,847	5,509,256

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称

트레이ダーズ証券株式会社

株式会社ZEエナジー

株式会社Nextop.Asia

耐科斯托普軟件（大連）有限公司

Nextop Co.,Ltd

トレイダーズインベストメント株式会社

PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA

株式会社ZEサービス

② 主要な非連結子会社の名称

ZEパワー株式会社

株式会社ZEアグリ

F&T Hydro power株式会社

ZEパワー株式会社、株式会社ZEアグリ及びF&T Hydro power株式会社については、重要性が乏しいため連結の範囲から除外しております。

（2）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 2 社

持分法適用の関連会社の名称

株式会社ZEデザイン

F&T Hydro power 2 号合同会社

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社の数 3 社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

ZEパワー株式会社

株式会社ZEアグリ

F&T Hydro power株式会社

ZEパワー株式会社、株式会社ZEアグリ及びF&T Hydro power株式会社については、重要性が乏しいため持分法を適用しておりません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA、耐科斯托普軟件（大連）有限公司及びNextop Co.,Ltdは12月31日ですが、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類で連結しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

 時価のないもの

 移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ デリバティブ

 時価法

ハ たな卸資産

 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 3～18年

 工具、器具及び備品 2～15年

 機械装置及び運搬具 2～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 特許権 8年

 自社利用のソフトウェア 5年

 市場販売目的のソフトウェア 3年

ハ リース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

 支出時に全額費用として処理しております。

ロ 創立費

 会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたり均等償却する方法によっております。

ハ 開業費

 開業のときから5年以内の効果の及ぶ期間にわたり均等償却する方法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

 貸倒引当金

 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に効果の発現する期間を見積り、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額 291,743千円

（2）資産除去債務関係

当社グループに属する主要な会社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。なお、2013年11月に本社事務所増床のため定期建物賃貸契約を締結し新たに敷金を差し入れておりますが、増床部分に関しては使用見込期間を賃貸借期間の2年11カ月と見積もっております。

当連結会計年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は22,900千円であります。

(3) 財務制限条項

当社連結子会社である 트레이ダーズ証券株式会社が2018年10月22日に発行した250,000千円の社債、同じく 트레이ダーズ証券株式会社が2019年6月28日に発行した150,000千円の社債（引受先は共にフィリップ証券株式会社）については、以下の財務制限条項が付されております。

発行会社である 트레이ダーズ証券株式会社の自己資本規制比率が毎月末現在で140%以下となったとき、または月中に下回ることとなり、かつ、月末に140%超まで回復する見込みがないことが判明したとき。

(4) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

外国為替差入証拠金 1,318,302千円 ※1

※1 担保に供している資産には、400,000千円の極度額が設定されております。

② 上記に対応する債務

社債 400,000千円 ※2

※2 担保に供している資産にはフィリップ証券株式会社への外国為替差入証拠金のうちフィリップ証券株式会社からの預託金請求権に係る根質権が設定されております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 145,804,736株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、中核子会社トレーダーズ証券株式会社において、主として金融商品取引法に基づく店頭デリバティブ取引、金融商品仲介業者と連携し、個人顧客を対象とした債券等金融商品の募集業務を行っております。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客とトレーダーズ証券株式会社による相対取引であります。顧客に対するトレーダーズ証券株式会社のポジションのリスクをヘッジするために、カウンターパーティーとの間で相対取引を行っております。

このほか、顧客から受け入れた預り金、外国為替証拠金取引に係る証拠金等を顧客分別金信託又は区分管理信託として、トレーダーズ証券株式会社固有の資産と区分して信託銀行に預託（預託金）しております。これら預託された信託財産は、主に国債を中心とした債券、有担保コール貸付又は銀行預金等により運用されております。

上記の他、投資有価証券として、上場株式、非上場株式への投資及び匿名組合への出資を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、トレーダーズ証券株式会社における顧客からの預り金等を信託銀行へ預託した顧客分別金信託、区分管理信託、カウンターパーティー（カバー先）である金融機関に差し入れた短期差入保証金が主なものとなります。短期差入保証金は、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 全般的リスク管理体制

当社グループにおける信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む各種リスクについての管理は、当該リスクの発生確率及び重要度が最も高いトレーダーズ証券株式会社を中心に行われています。トレーダーズ証券株式会社はリスク管理規程において明確化する

と共に、現状把握やリスク管理の方策、手続き及び手法の評価等についてはリスク管理委員会を月次で開催し報告・審議・決議を行っております。リスク管理委員会の内容については、翌月の取締役会において報告が行われております。金融商品取引法に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率を定量的に管理しており、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告しております。子会社のリスク管理の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

b. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

債権貸倒の防止及び発生時の処理等については社内規程・ガイドラインを定め、貸倒損失の発生を極小化するための管理体制を構築しております。 트레이ダーズ証券株式会社における外国為替証拠金取引では、カバー取引の為にカウンターパーティーとの相対取引を行い保証金を差し入れておりますが、毎月、当該金融機関の株価情報及び各付け情報等により信用リスクのモニタリングを行っております。また、取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告しております。また、立替金の状況については毎月、取締役会において全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告されております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

c. 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

トレーダーズ証券株式会社では証券事業におけるプロップ取引は行わず、外国為替証拠金取引においてもプロップ取引は行いません。外国為替証拠金取引における取引はリスク管理規程に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。また、市場リスク相当額を含む計数的なリスク及び自己資本規制比率については、経理部が金融庁告示に基づき毎営業日に算定し、全取締役、内部管理統括責任者および全執行役員に報告がされております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。

d. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社財務部及びトレーダーズ証券株式会社経理部が各部署からの報告等に基づき適宜資金管理を行い、手許流動性を維持しております。トレーダーズ証券株式会社の流動性リスクについては、逐次リスク管理担当役員に報告し管理を行っております。また、毎月、流動性リスクの状況をリスク管理委員会で報告しており、その内容については、翌月の取締役会において報告が行われております。子会社のリスク管理状況の適正性については、子会社社長が月次開催される当社取締役会に出席し、報告を行うとともに、週次開催される当社業務執行役員会においても状況報告をおこなっております。また、当社の流動性リスクについては、資金繰り状況を財務部から全取締役、全執行役員に対して毎営業日報告を行って管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	3,347,389	3,347,389	—
② 預託金	41,530,117	41,530,117	—
③ トレーディング商品（借方）	1,994	1,994	—
④ 短期差入保証金	5,042,676	5,042,676	—
⑤ 長期立替金	223,096		
貸倒引当金	△224,140		
	△1,043	△1,043	—
資産計	49,921,133	49,921,133	—
① 預り金	37,727	37,727	—
② トレーディング商品（貸方）	2,118,973	2,118,973	—
③ 受入保証金	41,293,106	41,293,106	—
④ 短期借入金	910,509	910,509	—
⑤ 1年内リース債務	905	905	—
⑥ 社債	500,000	500,000	—
⑦ 長期借入金	457,337	457,414	76
負債計	45,318,559	45,318,636	76
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されていないもの	9,700,561	9,700,561	—
デリバティブ取引計	9,700,561	9,700,561	—

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②預託金

満期のない預金・信託金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③トレーディング商品（借方）

帳簿価額は、日々の決済レートに基づく時価で計上されております。

④短期差入保証金

毎営業日洗替えにより必要額を計算し計上しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期立替金

長期立替金については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

①預り金、③受入保証金、④短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②トレーディング商品（貸方）

帳簿価額は、日々の決済レートに基づく時価で計上されております。

⑤1年内リース債務、⑥社債、⑦長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入、社債の発行又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

デリバティブ取引

カバー先銀行が提示するレートに基づき評価しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	129,947
非上場転換社債(*)	80,186

(*) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,347,389	—	—	—
預託金	41,530,117	—	—	—
短期差入保証金	5,042,676	—	—	—
計	49,920,183	—	—	—

(注) 長期立替金は回収時期を合理的に見込むことができないため、上表には記載しておりません。

(注) 4. 短期借入金、社債、長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	910,509	—	—	—	—	—
1年内リース債務	905	—	—	—	—	—
社債	—	350,000	150,000	—	—	—
長期借入金	40,837	320,333	54,361	17,460	14,970	9,375
計	952,252	670,333	204,361	17,460	14,970	9,375

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 37円78銭
(2) 1株当たり当期純利益 15円28銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡及び貸付債権の譲渡)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ZEエナジー（以下、「ZEエナジー」という。）の一部株式を譲渡する株式譲渡契約書、及び当社の保有するZEエナジーへの債権の一部を譲渡する債権譲渡契約書を株式会社江寿（京都府京都市、代表取締役西枝英幸氏。以下、「江寿」といいます。）との間で締結することを決議しました。これによりZEエナジーは、当社の連結範囲から除外され持分法適用会社となります。

(1) 譲渡の理由

当社は、再生可能エネルギー関連事業を新たな事業の柱として掲げ、ZEエナジーを2015年12月1日に連結子会社としました。しかし、現在まで木質バイオマスガス化発電の採算稼働には至っておらず改良途上にあります。このため当社は、ZEエナジーの更なる成長と技術の向上を目指し、協業の効果が期待できる外部の資金を受け入れ新たな経営体制を構築すること並びに成長を遂げているFX事業及び金融システム開発事業に各種経営資源をより多く投下することがグループ全体の企業価値向上に資すると判断し、当該株式の譲渡を決議しました。

また、今後の江寿との円滑な再生可能エネルギー事業に関する協調関係を維持・発展させて、ZEエナジーの事業確立を早期に目指すことが両社における企業価値の中長期的な発展に資するものと判断し、当社が保有するZEエナジーに対する貸付債権の一部を譲渡することを決議しました。

(2) 株式譲渡の対象となる連結子会社の概要

商号	株式会社ZEエナジー	
本店所在地	東京都港区浜松町一丁目10番14号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松下 康平	
主な事業内容	バイオマス発電施設の運営管理、売電事業、バイオマス燃料の製造販売、バイオマス発電システムの製造販売、環境関連装置の製造販売、バイオマスボイラーの製造販売等	
資本金	1億775万円	
設立年月日	2008年8月13日	
大株主及び持株比率	当社99.9%	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社99.9%出資の連結子会社であります。
	人的関係	当社の取締役2名が取締役を兼務しております。 当社の監査役1名が監査役を兼務しております。
	取引関係	資金の貸付、管理業務の受託

(3) 株式及び債権の譲渡先の概要

商号	株式会社江寿	
本店所在地	京都府京都市中京区丸太町通寺町西入毘沙門町557	
代表者の役職・氏名	代表取締役 西枝 英幸 代表取締役 西枝 攻	
主な事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投資事業他	
資本金	9,000万円	
設立年月日	1984年11月12日	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の普通株式を2,063,833株（持株比率）1.41%保有しております。
	人的関係	株式会社ZEエナジー及び株式会社ZEデザインの取締役を1名兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(4) 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

株式譲渡実行日	2020年5月15日
譲渡前の所有株式数	3,131株
譲渡株式数	1,597株
譲渡価額	1,597円
譲渡後の所有株式数	1,534株

(5) 債権譲渡の概要

債権譲渡実行日	2020年5月15日
譲渡資産の種類	当社のZEエナジーに対する貸付債権
債権譲渡の目的たる財産の価額	30億7,024万円
譲渡価額	債権譲渡契約書に基づき非公開としております。

(6) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は既にZEエナジーの株式を帳簿上1円まで減損しておりますので、当該譲渡による損失の発生はありません。また、当該譲渡債権は、既に当社で全額貸倒引当金を計上しているため、当該債権譲渡による損失の発生はありません。

(株式併合)

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第21期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

当社の現在の株価水準は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。そのため、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として大きな株価変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の方々への影響が大きくなっております。このような状況を踏まえ、当社株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案した結果、当社は、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・割合

2020年10月1日をもって、2020年9月30日（実質上は9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2020年3月31日現在）	145,804,736株
株式併合により減少する株式数	116,643,789株
株式併合後の発行済株式総数	29,160,947株

(3) 発行可能株式総数の変更の内容

株式併合前の発行可能株式総数（2020年3月31日現在）	210,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数	42,000,000株

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合の日程

取締役会決議	2020年 5 月25日
定時株主総会決議日	2020年 6 月24日
株式併合の効力発生日	2020年10月 1 日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年 3 月31日)	当連結会計年度 (2020年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	112円75銭	188円88銭
1 株当たり当期純利益	5円99銭	76円41銭

計算書類

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	193,002	流 動 負 債	647,925
現 金 及 び 預 金	63,762	預 り 金	6,294
立 替 金	4,701	短 期 借 入 金	561,000
関係会社短期貸付金	3,232,625	1年内返済予定の長期借入金	17,365
そ の 他	204,575	リ ー ス 債 務	905
貸 倒 引 当 金	△3,312,663	未 払 法 人 税 等	3,904
固 定 資 産	2,958,044	未 払 金	24,740
有 形 固 定 資 産	10,609	未 払 費 用	33,715
建 物	7,630	固 定 負 債	341,980
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,195	長 期 借 入 金	313,323
リ ー ス 資 産	783	長 期 預 り 金	24,170
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	4,486
無 形 固 定 資 産	102	負 債 合 計	989,906
ソ フ ト ウ ェ ア	102	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,947,332	株 主 資 本	
投資有価証券	300	資 本 金	1,500,000
関係会社株式	2,525,608	資 本 剰 余 金	843,246
関係会社長期貸付金	100,000	資 本 準 備 金	500,000
長期前払費用	845	そ の 他 資 本 剰 余 金	343,246
長期差入保証金	47,806	利 益 剰 余 金	△178,927
繰延税金資産	272,772	そ の 他 利 益 剰 余 金	△178,927
		繰 越 利 益 剰 余 金	△178,927
		自 己 株 式	△3,178
資 産 合 計	3,151,047	純 資 産 合 計	2,161,140
		負 債 純 資 産 合 計	3,151,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社経営指導料	450,000	
その他の営業収益	97,707	547,707
純 営 業 収 益		547,707
販売費及び一般管理費		636,098
営 業 損 失		88,390
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11	
償却債権取立益	17,844	
その他の	4,077	21,932
営 業 外 費 用		
支払利息	54,844	
為替差損	15,684	
その他の	7	70,536
経 常 損 失		136,994
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	0	0
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	313,755	313,755
税 引 前 当 期 純 損 失		450,749
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	△272,772	△271,822
当 期 純 損 失		178,927

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	6,329,587	7,579,758	14,599	7,594,357	△11,580,698	△3,178	2,340,067
当期変動額							
当期純損失(△)					△178,927		△178,927
資本金から剰余金への振替	△4,829,587		4,829,587	4,829,587			—
準備金から剰余金への振替		△7,079,758	7,079,758	—			—
資本剰余金から利益剰余金への振替			△11,580,698	△11,580,698	11,580,698		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	△4,829,587	△7,079,758	328,647	△6,751,111	11,401,771	—	△178,927
当期末残高	1,500,000	500,000	343,246	843,246	△178,927	△3,178	2,161,140

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	56	56	2,340,124
当期変動額			
当期純損失(△)			△178,927
資本金から剰余金への振替			—
準備金から剰余金への振替			—
資本剰余金から利益剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△56	△56	△56
当期変動額合計	△56	△56	△178,983
当期末残高	—	—	2,161,140

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への投資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～10年
車両運搬具	6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 172,801千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	170,001千円
短期金銭債務	463,522千円
長期金銭債務	24,170千円

(3) 資産除去債務

当社の本社事務所が入居する賃貸ビルに係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間を入居から5年と見積もっております。なお、2013年11月に本社事務所増床のため定期建物賃貸借契約を締結し新たに敷金を差し入れておりますが、増床部分に関しては使用見込期間を賃貸借期間の2年11カ月と見積もっております。

当事業年度末において、敷金の回収が最終的に見込めない金額と算定した金額は6,226千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引による取引高の総額

営業取引（収入分）	537,392千円
営業取引（支出分）	6,000千円
営業取引以外（収入分）	17,385千円
営業取引以外（支出分）	4,940千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	14,585	—	—	14,585
合計	14,585	—	—	14,585

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金不算入額	1,015,731千円
退職給付引当金損金不算入額	1,373千円
関係会社株式評価損損金不算入額	1,703,304千円
繰越欠損金	1,045,494千円
その他	3,057千円
繰延税金資産合計	3,768,961千円
評価性引当額	△3,496,189千円
繰延税金資産合計	272,772千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トレーダーズ証券㈱	(所有) 直接 100.0	経営指導 役員の兼任 3名	関係会社 経営指導料 (注2)	420,000	—	—
子会社	㈱ZEエナジー	(所有) 直接 99.9	経営指導 資金貸借 役員の兼任 3名	関係会社 業務受託料 (注2)	30,000	未収入金 (注4)	165,300
				資金の貸付 (注3)	268,180	短期貸付金 (注4)	3,142,948
子会社	㈱Nextop. Asia	(所有) 直接 100.0	資金貸借 役員の兼任 3名	関係会社 業務受託料 (注2)	60,000	—	—
				償却債権取立 益 (注5)	16,824	—	—
				貸付金の返済	121,000	短期貸付金	—
				資金の借入 (注3)	208,000	短期借入金	306,000
子会社	トレーダーズ インベストメント㈱	(所有) 直接 100.0	資金貸借 役員の兼任 4名	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	100,000
				資金の借入 (注3)	45,000	短期借入金	155,000
				借入金の返済	15,000		
子会社	PT. PIALANG JEPANG BERJANGKA	(所有) 間接 94.9	資金貸借 役員の兼任 2名	資金の貸付 (注3)	41,052	短期貸付金	89,678

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料及び業務受託料については当該役務提供に対する費用等を勘案して決定しております。
3. 資金の貸借の利率については、当社又は貸付先の資金調達環境を反映した調達コスト及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しておりますが、利息は免除をしております。(又はされております。)
4. ㈱ZEエナジーへの債権に対し、当事業年度末において3,305,801千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において313,755千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. 前事業年度において当社の連結子会社であったみんなのビットコイン㈱の全株式を当社の決定により第三者に譲渡した結果、㈱Nextop. Asiaは同社より受注していた仮想通貨取引システムの開発に係るソフトウェア等の減損損失123,825千円を計上することになったため、当社は同社に対する支援として同金額の貸付金を債務免除しました。当年度において㈱Nextop. Asiaは上記ソフトウェアを基に開発した仮想通貨取引システムの売上を計上し、債務免除の際に締結した契約に基づき算出した16,824千円を当社は受領したことに伴い、当社は、同金額を償却債権取立益として計上しております。

(2) 役員及びその近親者

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	金丸 貴行	(被所有) 直接 3.3	資金貸借	利息の支払 (注2)	30,412	1年内返済予定 の長期借入金	16,668
						長期借入金	176,664
			被担保提供	被担保提供 (注3)	17,356	—	—
役員及び その近親者	金丸 多賀	(被所有) 直接 8.4	資金貸借	利息の支払 (注2)	18,037	長期借入金	120,000
重要な子会社 の役員及び その近親者 が議決権 の過半数を 所有している会社	合同会社C	—	当社顧問	顧問報酬	11,400	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸借の利率については、当社の信用リスク及び社債市場利率等を勘案し合理的に決定しております。
3. 被担保提供は、当社の借入について不動産の担保提供を受けたものでありますが、被担保提供料は支払っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 14円82銭
(2) 1株当たり当期純損失 1円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡及び貸付債権の譲渡)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ZEエナジー（以下、「ZEエナジー」という。）の一部株式を譲渡する株式譲渡契約書、及び当社の保有するZEエナジーへの債権の一部を譲渡する債権譲渡契約書を株式会社江寿（京都府京都市、代表取締役 西枝英幸氏。以下、「江寿」といいます。）との間で締結することを決議しました。これによりZEエナジーは、当社の連結範囲から除外され持分法適用会社となります。

(1) 譲渡の理由

当社は、再生可能エネルギー関連事業を新たな事業の柱として掲げ、ZEエナジーを2015年12月1日に連結子会社としました。しかし、現在まで木質バイオマスガス化発電の採算稼働には至っておらず改良途上にあります。このため当社は、ZEエナジーの更なる成長と技術の向上を目指し、協業の効果が期待できる外部の資金を受け入れ新たな経営体制を構築すること並びに成長を遂げているFX事業及び金融システム開発事業に各種経営資源をより多く投下することがグループ全体の企業価値向上に資すると判断し、当該株式の譲渡を決議しました。

また、今後の江寿との円滑な再生可能エネルギー事業に関する協調関係を維持・発展させて、ZEエナジーの事業確立を早期に目指すことが両社における企業価値の中長期的な発展に資するものと判断し、当社が保有するZEエナジーに対する貸付債権の一部を譲渡することを決議しました。

(2) 株式譲渡の対象となる連結子会社の概要

商号	株式会社ZEエナジー	
本店所在地	東京都港区浜松町一丁目10番14号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松下康平	
主な事業内容	バイオマス発電施設の運営管理、売電事業、バイオマス燃料の製造販売、バイオマス発電システムの製造販売、環境関連装置の製造販売、バイオマスボイラーの製造販売等	
資本金	1億775万円	
設立年月日	2008年8月13日	
大株主及び持株比率	当社99.9%	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社99.9%出資の連結子会社であります。
	人的関係	当社の取締役2名が取締役を兼務しております。 当社の監査役1名が監査役を兼務しております。
	取引関係	資金の貸付、管理業務の受託

(3) 株式及び債権の譲渡先の概要

商号	株式会社江寿	
本店所在地	京都府京都市中京区丸太町通寺町西入毘沙門町557	
代表者の役職・氏名	代表取締役 西枝 英幸 代表取締役 西枝 攻	
主な事業内容	株式の保有、売買並びにその他の投資事業他	
資本金	9,000万円	
設立年月日	1984年11月12日	
上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の普通株式を2,063,833株（持株比率）1.41%保有しております。
	人的関係	株式会社ZEエナジー及び株式会社ZEデザインの取締役を1名兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(4) 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

株式譲渡実行日	2020年5月15日
譲渡前の所有株式数	3,131株
譲渡株式数	1,597株
譲渡価額	1,597円
譲渡後の所有株式数	1,534株

(5) 債権譲渡の概要

債権譲渡実行日	2020年5月15日
譲渡資産の種類	当社のZEエナジーに対する貸付債権
債権譲渡の目的たる財産の価額	30億7,024万円
譲渡価額	債権譲渡契約書に基づき非公開としております。

(6) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は既にZEエナジーの株式を帳簿上1円まで減損しておりますので、当該譲渡による損失の発生はありません。また、当該譲渡債権は、既に当社で全額貸倒引当金を計上しているため、当該債権譲渡による損失の発生はありません。

(株式併合)

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第21期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

当社の現在の株価水準は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。そのため、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として大きな株価変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の方々への影響が大きくなっております。このような状況を踏まえ、当社株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案した結果、当社は、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・割合

2020年10月1日をもって、2020年9月30日（実質上は9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2020年3月31日現在）	145,804,736株
株式併合により減少する株式数	116,643,789株
株式併合後の発行済株式総数	29,160,947株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 発行可能株式総数の変更の内容

株式併合前の発行可能株式総数（2020年3月31日現在）	210,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数	42,000,000株

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合の日程

取締役会決議	2020年5月25日
定時株主総会決議日	2020年6月24日
株式併合の効力発生日	2020年10月1日

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1株当たり純資産額	80円26銭	74円12銭
1株当たり当期純利益	△77円31銭	△6円14銭

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

トレーダーズホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武 田 剛 ⑨
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 ⑨
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレーダーズホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレーダーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は2020年5月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ZEエナジーの株式の一部及び会社の保有するZEエナジーへの債権の一部を譲渡することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は2020年5月25日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第21期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年6月4日

トレーダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武田 剛 ⑨

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 関 和 輝 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレーダーズホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は2020年5月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ZEエナジーの株式の一部及び会社の保有するZEエナジーへの債権の一部を譲渡することを決議している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載の通り、会社は2020年5月25日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第21期定時株主総会に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

トレーダーズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 土 屋 修 ㊞

監 査 役 大 網 英 道 ㊞

監 査 役 渡 邊 剛 ㊞

(注) 監査役 大網英道及び監査役 渡邊剛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上